

平成 30 年12月 21 日
植 物 防 疫 所

オーストラリアにおけるキウイフルーツかいよう病菌Psa 3 系統の発見に
ついて

今般、オーストラリアビクトリア州内のほ場で栽培中のキウイフルーツから、我が国が侵入を警戒するキウイフルーツかいよう病菌Psa 3 系統 (*Pseudomonas syringae* pv. *actinidae* biovar3) が発見されたとの情報を得ました。

本件に関して、我が国への侵入経路となり得る本病菌の栽培用宿主植物（花粉を含む）については、植物防疫法施行規則別表 2 の 2 の第21に規定する検疫措置をオーストラリア側で実施する場合を除き、本年12月24日から検査合格証明書の交付を停止することとしましたので、お知らせします。